

2-(1) 川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例

【健康福祉局地域包括ケア推進室】

〔昭和40年12月22日〕
〔条例第32号〕

最近改正 昭和56年3月31日条例第18号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例（昭和40年川崎市条例第32号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(被災者又は遺族)

第2条 条例第1条に規定する被災者とは、条例第2条第1項第1号に規定する火災、風水害その他異常な災害による自己の居住する住家の被害者、死亡者及び重傷者並びに同項第2号に規定する交通事故による死亡者及び同項第3号に規定する労働災害による死亡者を、条例第1条に規定する遺族とは条例第2条第1項各号に規定する事由による被災者の死亡時における親族又は死亡者の葬祭を行なう者をいう。

2 前項に規定するその他異常な災害とは、津波、地震、海難、水難、爆発、航空事故等により集団的に被災した災害をいう。

3 第1項に規定する死亡者及び重傷者とは、次の各号に定めるところによる。

(1) 死亡者とは、死亡の事実を確認したもの又は死亡の事実を確認することができないが、死亡したことが確実であると推定されるものをいう。

(2) 重傷者とは、負傷の程度が1週間以上入院加療を要する者をいう。

4 第1項に規定する弔慰金の贈呈を受ける遺族の順位は、現に葬祭を行なう者を先順位者とする。

(市内に居住する者又は市内に居住する労働者)

第3条 条例第2条第1項第2号に規定する市内に居住する者及び第3号イに規定する市内に居住する労働者とは、本市に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による届出をしている者又は引き続き3箇月以上居住している者をいう。ただし、外国人にあっては、本市に同法による届出をしている者に限る。

(同一災害の取扱い)

第4条 条例第2条第1項第1号に規定する火災、風水害その他異常な災害が、相異なる災害により被災した場合であっても、それが同一災害（同時又は相接近する場合を含む。）による被災であるとみなすことが適当と認められるときは、同一災害により被災したものとみなす。

(住家の被害の種類)

第5条 条例第2条第1項第1号に規定する火災、風水害その他異常な災害により自己の居住する住家に被害を受けた者の住家の被害とは、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水とし、その被害程度の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 全焼、全壊又は流失とは、住家の焼失、損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の7割以上に達したとき又は焼失、損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の7割には達しないが、その住家を改築しなければ再び住家として使用することができない程度の被害をいう。

(2) 半焼又は半壊とは、住家の焼失又は損壊した部分の床面積が、その住家の延床面積の2割以上7割未満であって、その残存部分に補修を加えることによって、再び住家として使用することができる程度の被害をいう。

(3) 床上浸水とは、住家の床上以上に浸水したとき又は前各号に該当しないが、土砂、竹木等のたい積のため、一時的にその住家に居住することができない程度の被害をいう。

2 前項第1号又は第2号に規定する全壊又は半壊には、消防法（昭和23年法律第186号）第29条の

規定に基づく全壊又は半壊を含むものとする。

(交通事故)

第6条 条例第2条第1項第2号に規定する交通事故による死亡とは、交通の用に供する車両、航空機等による事故で死亡したとき又は負傷し、これにより死亡したときとする。ただし、故意又は重過失に基づく自損行為は含まないものとする。

(負傷後の死亡)

第7条 条例第2条第1項第2号に規定する交通事故及び第3号に規定する労働災害で負傷し、これにより事故又は災害発生後1箇月以内に死亡した者については、当該交通事故及び労働災害による死亡者とみなす。

(確認及び認定)

第8条 条例第2条第1項第1号に規定する被害の事実、第2号及び第3号に規定する市内居住の事実、同条同項第2号に規定する交通事故による死亡及び第3号に規定する労働災害による死亡については、関係機関等に確認のうえ認定しなければならない。

(弔慰金贈呈の制限)

第9条 条例第2条第1項第2号に規定する交通事故と第3号に規定する労働災害とが同一人について同時に発生したときは、そのいずれか一方に係る弔慰金を贈呈する。

(見舞金及び弔慰金の額)

第10条 条例第3条第1項第1号に規定する見舞金及び弔慰金の額は、別表のとおりとする。

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(中略)

附 則 (平成24年3月30日規則第43号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

別表 (第10条関係)

被災の種類	金額		
	2人以上の世帯	単身世帯	備考
全焼 全壊 流失	50,000円	30,000円	
半焼 半壊	30,000円	20,000円	
床上浸水	10,000円	5,000円	生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受ける世帯にあつては、2,000円を加算する。
死亡者	1人 100,000円		
重傷者	1人 50,000円		

2 - (2) 川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例施行規則

【健康福祉局地域包括ケア推進室】

〔昭和41年4月1日〕
規則第41号

最近改正 平成24年3月30日規則第43号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例（昭和40年川崎市条例第32号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(被災者又は遺族)

- 第2条 条例第1条に規定する被災者とは、条例第2条第1項第1号に規定する火災、風水害その他異常な災害による自己の居住する住家の被害者、死亡者及び重傷者並びに同項第2号に規定する交通事故による死亡者及び同項第3号に規定する労働災害による死亡者を、条例第1条に規定する遺族とは条例第2条第1項各号に規定する事由による被災者の死亡時における親族又は死亡者の葬祭を行なう者をいう。
- 2 前項に規定するその他異常な災害とは、津波、地震、海難、水難、爆発、航空事故等により集団的に被災した災害をいう。
- 3 第1項に規定する死亡者及び重傷者とは、次の各号に定めるところによる。
- (1) 死亡者とは、死亡の事実を確認したもの又は死亡の事実を確認することができないが、死亡したことが確実であると推定されるものをいう。
- (2) 重傷者とは、負傷の程度が1週間以上入院加療を要する者をいう。
- 4 第1項に規定する弔慰金の贈呈を受ける遺族の順位は、現に葬祭を行なう者を先順位者とする。

(市内に居住する者又は市内に居住する労働者)

第3条 条例第2条第1項第2号に規定する市内に居住する者及び第3号イに規定する市内に居住する労働者とは、本市に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による届出をしている者又は引き続き3箇月以上居住している者をいう。ただし、外国人にあっては、本市に同法による届出をしている者に限る。

(同一災害の取扱い)

第4条 条例第2条第1項第1号に規定する火災、風水害その他異常な災害が、相異なる災害により被災した場合であっても、それが同一災害（同時又は相接近する場合を含む。）による被災であるとみなすことが適当と認められるときは、同一災害により被災したものとみなす。

(住家の被害の種類)

- 第5条 条例第2条第1項第1号に規定する火災、風水害その他異常な災害により自己の居住する住家に被害を受けた者の住家の被害とは、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水とし、その被害程度の基準は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 全焼、全壊又は流失とは、住家の焼失、損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の7割以上に達したとき又は焼失、損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の7割には達しないが、その住家を改築しなければ再び住家として使用することができない程度の被害をいう。
- (2) 半焼又は半壊とは、住家の焼失又は損壊した部分の床面積が、その住家の延床面積の2割以上7割未満であって、その残存部分に補修を加えることによって、再び住家として使用することができる程度の被害をいう。
- (3) 床上浸水とは、住家の床上以上に浸水したとき又は前各号に該当しないが、土砂、竹木等のたい積のため、一時的にその住家に居住することができない程度の被害をいう。
- 2 前項第1号又は第2号に規定する全壊又は半壊には、消防法（昭和23年法律第186号）第29条の規定に基づく全壊又は半壊を含むものとする。

(交通事故)

第6条 条例第2条第1項第2号に規定する交通事故による死亡とは、交通の用に供する車両、航空機等による事故で死亡したとき又は負傷し、これにより死亡したときとする。ただし、故意又は重過失に基づく自損行為は含まないものとする。

(負傷後の死亡)

第7条 条例第2条第1項第2号に規定する交通事故及び第3号に規定する労働災害で負傷し、これにより事故又は災害発生後1箇月以内に死亡した者については、当該交通事故及び労働災害による死亡者とみなす。

(確認及び認定)

第8条 条例第2条第1項第1号に規定する被害の事実、第2号及び第3号に規定する市内居住の事実、同条同項第2号に規定する交通事故による死亡及び第3号に規定する労働災害による死亡については、関係機関等に確認のうえ認定しなければならない。

(弔慰金贈呈の制限)

第9条 条例第2条第1項第2号に規定する交通事故と第3号に規定する労働災害とが同一人について同時に発生したときは、そのいずれか一方に係る弔慰金を贈呈する。

(見舞金及び弔慰金の額)

第10条 条例第3条第1項第1号に規定する見舞金及び弔慰金の額は、別表のとおりとする。

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(中略)

附 則 (平成24年3月30日規則第43号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

別表 (第10条関係)

被災の種類	金額		備考
	2人以上の世帯	単身世帯	
全焼 全壊 流失	50,000円	30,000円	
半焼 半壊	30,000円	20,000円	
床上浸水	10,000円	5,000円	生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受ける世帯にあっては、2,000円を加算する。
死亡者	1人 100,000円		
重傷者	1人 50,000円		